中皮腫登録事業について

1. 背景

石綿健康被害救済制度における指定疾病の1つである中皮腫については、診断や治療が容易でないことから、中央環境審議会「石綿健康被害救済制度の在り方について (二次答申)」(平成23年6月)において、中皮腫に関する治療内容や生存期間等の情報を集約し、活用する必要性について指摘されている。

(参考) 中央環境審議会二次答申「石綿健康被害救済制度の在り方について」(平成23年6月)

- 3. 運用の改善・強化や調査研究等の推進等について
- (3)調査研究の推進

制度利用アンケートにおいては、被認定者や家族がより良い療養を行えるような環境整備としてどのようなものが必要かとの間に対し、治療法の研究・開発、治療法や療養、介護に関する情報提供という回答が多数出されたところである。診断や治療が容易でない中皮腫については、情報を集約し、治療法などに応じた予後の分析を行うことは治療法の向上を図るため重要である。このため、中皮腫についてもがん登録制度を参考にしつつ、救済制度の中で機構に集まる治療内容や生存期間の情報を活用しながら調査研究を行い、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し、情報提供することについて検討すべきである。

2. 事業の目的及び内容

(1) 事業目的

中皮腫患者の情報を整理、蓄積、解析することで、中皮腫の①治療法の向上、②診断精度の向上、③中皮腫の発症動向の把握及び推計への活用を図る。

(2) 事業内容

想定される主な内容は以下のとおり

- ・中皮腫罹患者等についてのデータベースの作成
- ・データベースに登録された情報の解析
- ・解析結果の医療機関等への情報提供
- ・過去に中皮腫と認定された症例の整理等

3. 今後の進め方

中皮腫登録に関する検討会を立ち上げて、平成24年度内を目途に、以下の点について検討を行い、平成25年度から登録を開始する予定。

- 登録項目
- ・申請時の対応について
- その他

中皮腫登録事業について(イメージ)

診断や治療が容易でない中皮腫について、診断・治療内容、生存期間等の情報を整理、蓄積、解析することにより、中皮腫の診断精度の向上、 治療法の向上を図ることが必要。

※中央環境審議会 2次答申「石綿健康被害救済制度の在り方について」(平成23年6月)

